

(様式第2号)

第21回 芦屋市入札監視委員会 議事概要

日 時	平成23年2月3日(木) 16:00~17:00
場 所	南館4階 第1委員会室
出 席 者	委員長 阪口 徳雄 委員長代理 小島 幸保 委 員 富田 智和 市 長 山中 健 事 務 局 岡本副市長 松本総務部長 山口契約課長 契約課職員 芦屋市収賄事件再発防止検討委員会 小山人事課長 寺川行政担当課長 篠崎道路課長 今石危機管理担当課長 西村下水道課長 辻建築課長 朝生教育委員会管理部管理課長 田中文書行政課長
事 務 局	総務部契約課
会議の公開	非公開 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項
傍 聴 者 数	0 人(一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 議事

芦屋市職員による公共工事発注をめぐる収賄事件について

2 提出資料

芦屋市収賄事件再発防止委員会報告書案

3 審議経過

(1) 事務局から芦屋市収賄事件再発防止委員会の検討結果を報告書案とするに当たって、前回の論議を踏まえて追加及び修正した部分について説明。

はじめに

事件の経過と対応

ア 事件の発覚

イ 逮捕から起訴までの経過

ウ 綱紀粛正と情報開示

エ 市議会への報告と説明

オ 収賄事件再発防止委員会の設置

- カ 職員の処分
  - キ 指名停止処分
  - ク 市長，副市長の給料月額等の減額措置
    - 事件の内容
    - ア 芦屋下水処理場の業務内容及び職場環境
    - イ 元職員の勤務状況
    - ウ 元職員からの聴き取りによる事件の内容
    - エ 裁判で認定された事件の内容
      - 事件の原因及び課題
      - ア 公務員倫理の課題
      - イ 組織・人事の課題
      - ウ 随意契約事務処理の課題
      - 再発防止に向けた取組
      - ア 公務員倫理の啓発，徹底
        - 改善1 コンプライアンスマニュアルに基づく各職場での協議
        - 改善2 倫理研修等の実施
        - 改善3 自己チェックシートの活用による自己評価の取組
        - 改善4 職員倫理に関する条例制定の検討
      - イ 事務処理の標準化・人事異動等
        - 改善1 事務処理の標準化と適正な決裁処理の履行
        - 改善2 人材育成と適切な人事異動の実施
        - 改善3 指導監督とコミュニケーションの徹底
      - ウ 随意契約事務の見直し等
        - 改善1 随意契約ガイドラインの策定に伴う随意契約意義の明確化
        - 改善2 発注段階での複数職員による協議
        - 改善3 随意契約における単価契約制度の導入
        - 改善4 契約課合議の随意契約金額の見直し
        - 改善5 特に急迫を要する緊急工事の特例
        - 改善6 工事の適正履行の確認と複数による点検体制の確立
        - 改善7 定期的なサンプリング調査の実施
        - 改善8 業者との接触基準の厳格化
        - 改善9 職務権限規程に基づく決裁処理の適正な運用
  - 危機管理体制の組織強化
  - ア 内部統制の考え方の導入
  - イ 公益通報制度の周知・活用
  - ウ 危機管理体制の強化
    - 改善1 リスクの可視化を図るための内部統制の考え方の導入
    - 改善2 公益通報制度の周知・活用
    - 改善3 危機管理マニュアル及び研修内容の見直し
- 市民の信用・信頼を取り戻すために

## (2) 審議結果

入札監視委員会委員から出された主な意見等

- ・今回の事件は，過大債務を整理する個人再生手続，破産手続等で解決すべきところ，その解決方法に誤った認識があった関係で，収賄に至っている。
- ・今回の事件に関して言えば，過大な住宅ローンを抱えた職員に対する個人的

な債務処理などの相談・アドバイス等で、事前に別の方法で元職員が抱えた問題を解決することが最大の再発防止策ではないか。

- ・職員が属する組織に何らかの欠陥があり、それに起因して発生した事件ではないと考える。
- ・組織に起因したということではなくても、組織にある程度問題があったところから、犯罪を誘発あるいは許してしまったということになるので、今回のような事件が生じる可能性があることを予想し、職権を乱用した収賄事件を発生させないための内部統制システムを作ることの検討は必要だ。
- ・今回のような事案についての再発防止策全てを組織のあり方に求めると、その再発防止策に誤りが生じる危険性があることに留意する必要がある。
- ・契約事務等の改善策について、取り組んだ上で2年経過後、検証を行い、随意契約本来の制度の在り方を考慮しながら、当委員会での改善策を再検討すべき。
- ・談合していた業者に対しては、事実が明らかになれば、自治体は損害賠償を請求しなければいけない。本件の場合、業者に便宜を図っているが、市に損害があったとは言えないのではないかと。今回の場合は、損害賠償請求はなくていいのではないかと思う。
- ・起訴されていない他社については、捜査機関である警察が証拠上立件できなかったのであろうから、専門家の立場から市が調査する必要はないと考える。
- ・本件について、第三者の対場で芦屋市入札監視委員会として委員長のコメントを出すのが良いと考えた。

#### 芦屋市収賄事件再発防止検討委員会報告書について

本日の議論を踏まえて、微修正を行い、電子メールで入札監視委員会各委員に送付し、内容を確認することとし、次回予備日は開催しないこととなった。また、委員長コメントについても委員間で別途内容を協議することとなった。

閉 会